

大泉学園 いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」（国立教育政策研究所の調査では、小学校4年生から中学校3年生までの間に約9割の子どもがいじめの加害または被害の経験を持つ）です。また、いじめについて「いじめられるものにも問題がある」という見方はしてはなりません。これらの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、堺市（教育委員会を含む）、家庭や地域、関係諸機関などとの連携のもといじめ防止に取り組みます。

※いじめの定義：（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 未然防止に向けて

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題をより根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が何より重要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・ゆるさない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行っていきます。

このため、学校教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通いあう人間関係を構築するための素地を養っていきます。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育まなければならないと考え、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる、出番と居場所のある学校生活づくりを行っていきます。

これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発を行っていきます。

①わかる授業づくり・・・「すべての児童生徒が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得（カリキュラムの重点化、少人数・習熟度授業）
- ・個別支援対応の充実（少人数・習熟度授業、放課後支援、放課後学習）
- ・中期からの教科専科制
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・めあてとふりかえりのある授業
- ・これらを実現する教員研修の充実

②学習規律の徹底

- ・チャイム着席
- ・始まりと終わりの挨拶
- ・正しい姿勢（持続する集中力の為に）
- ・発表の仕方、聞き方（聞き合うクラスづくり）
- ・ノート指導（自分の思考を書く）

③学級集団づくり・・・ストレスの少ない、あたたかい学級

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり（カワセミはがき、長縄大会、スポーツフェスティバル、文化発表会、体育大会等）

④社会体験、自然体験、交流体験の充実<理科、総合、学校行事>

- ・豊かな体験活動の設定（大泉緑地での自然体験、地域の方や幼児等との交流、感謝の会）
- ・小中9年間を見通した体系的・計画的な実施
- ・職場体験

⑤児童会生徒会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・異学年交流
- ・委員会活動の充実
- ・生徒会の集い

⑥人権学習、道徳教育の推進

- ・一人ひとりのよさや違いを認め合える学習（ふわふわ言葉）
- ・「いじめ」のない関係づくり（グリーンスクールプログラム）
- ・障がいのある友達を理解する学習

3 早期発見に向けて

いじめの早期発見は、児童生徒にかかわるすべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが大切です。いじめは大人の分かりにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知します。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

また、学校では「いじめ対応チェックシート」を活用し、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていきます。

i) 日常の取組

- ・ 日常的な声かけ
 - ・ 登校時、朝の会、健康観察時の表情の観察
 - ・ 授業中の観察、保健室での観察、休み時間などの観察
- 気になる様子があったら、家庭との連携など
- ・ 教職員でその日の子どもの様子の共有。その日のうちの対応。

ii) いじめアンケート調査の実施

毎年度5月10月2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。結果を生徒指導委員会（全教職員が委員）で共有し、必要に応じて個別の教育相談を実施する。

また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じていじめアンケートを実施し、早期に適切な対応を行います。

iii) いじめ相談窓口の設置

いじめ問題が生じたとき、被害児童生徒及びその保護者に向けて相談窓口を設置します。各担任、生徒指導主任、生徒指導主事、養護教諭がその相談窓口にあたります。

4 早期解決に向けて（いじめに対する措置）

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめ解消をめざします。そのため以下のように対処します。

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童生徒の安全を確保するとともに、学園長に報告する。
- ② 学園長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童生徒のケア、加害児童生徒等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童生徒のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童生徒ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童生徒の育成をめざしたものとする。
- ⑥ これらの対応について、教職員全員の共通理解・保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。さらに被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めるとともに、いじめが解消（次の2つの要件が満たされている①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）したのちも保護者と継続的な連絡を行う。

5 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

いじめ防止対策を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置します。

学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに、「対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得ます。

「対策委員会」は、学園長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、生徒指導主事、養護教諭で構成し、必要に応じて学年主任、担任、スクールカウンセラーの出席を求めます。また必要に応じて関係諸機関から専門家の出席を要請するなど、学園長が状況を判断し定めます。

「対策委員会」は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担うものであり、具体的には以下の役割を行います。

- ①学校基本方針に基づく取り組みを実施する役割。広く情報収集して、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめ（疑いも含む）に関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめ（疑いも含む）に係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方法の決定と保護者との連携など、組織的な対応を実施するための中核としての役割。

「対策委員会」において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じていじめ防止に向けた取り組みの工夫改善を行います。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この「対策委員会」を母体として当該事象の性質に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士などの専門家を加えるなど、適切な方法によって対応します。

いじめに関する校内研修は年度初めに必ず行い、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みをします。また学級集団づくりのための大泉版「黄金の三日間（3 days）」を共通理解し一致した指導を行うとともに、教職員全員で「いじめチェックシート」を確認します。校外で行われるいじめに関する研修には積極的に参加し、参加した者が校内にフィードバックしていきます。

6 重大事態の対処について

重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、「対策委員会」が調査機関として事実確認等徹底した調査に努め、調査結果についても教育委員会に迅速に報告します。ここでいう重大事態とは、ア) 児童生徒が自殺を企図した場合、イ) 生命、心身に重大な被害を負った場合、ウ) 金品等に重大な被害を被った場合、エ) いじめにより長期間の欠席や転校等を余儀なくされた場合。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じていたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

重大事態が発生した場合、以下の通り対処します。

① 校内に、重大事態の調査組織を設置します。

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者(スクールソーシャルワーカー、弁護士等)の参加を図ることにより当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施します。

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供します。

調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分に配慮しながら情報を適切に提供します。

④ 調査結果を学校の設置者に報告します。

調査結果をまとめた文書を提出します。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

7 インターネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、SNSを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくい特徴があり注意が必要です。そこで、児童生徒の実態を把握し、必要に応じてネットいじめ防止プログラムなどを行い、SNS等インターネット上のトラブルの未然防止に努めます。なお、保護者に対してもこれらの危険性があることを啓発・周知して、児童生徒が携帯電話・スマートフォンを持つ場合でも、利用上の約束を守りトラブルの未然防止を徹底していただけるよう理解を求めていきます。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、関係諸機関の取り組みも周知していきます。

8 特に配慮が必要な児童生徒等について

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・遅刻、早退、欠席が続いている児童生徒
- ・障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツのある児童生徒
- ・LGBTQに係る児童生徒

9 いじめ防止対策における留意事項

- ①遊びや悪ふざけなどいじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を必ずやめさせること。
- ②いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- ③いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含めて毅然とした対応をすること。
- ④いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- ⑤いじめ行為をはやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- ⑥学校評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう留意すること。